

千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者が安心して居住できるサービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所等との連携が図られているなど、将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を図るため、事業者が行う住宅の整備に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (2) 耐火建築物とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。また、準耐火建築物とは、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。
- (3) 都市計画区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域をいい、用途地域とは同法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。
- (4) 介護サービス事業所とは、訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）その他知事が認めるものをいう。
- (5) 医療機関等とは、病院、診療所、訪問看護ステーションその他知事が認めるものをいう。
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所とは、介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）とは、介護保険法第8条第23項及び介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）を提供する事業所をいう。
- (9) 夫婦型サービス付き高齢者向け住宅とは、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成27年4月9日国住心第228号、平成28年1月20日国住心第195号、平成28年4月1日国住心第266号、平成29年3月31日国住心第254号、平成29年4月26日国住心第24号、平成30年3月29日国住心第486号、平成31年

3月29日国住心第741号、令和2年3月30日国住心第333号、令和3年3月30日国住心第515号。以下「国補助金交付要綱」という。)第3第16号に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

(10) 既存ストック活用型サービス付き高齢者向け住宅とは、国補助金交付要綱第3第17号に規定するサービス付き高齢者向け住宅とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業とは、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 国補助金交付要綱第4第1号に定める国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助事業(以下「国補助事業」という。)として採択を受けていること。
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (3) スプリンクラー設備を設置すること。
- (4) 都市計画区域の用途地域内に整備されるものであること。
- (5) 緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であること。
- (6) 通所サービス及び訪問サービスの双方が利用できるように介護サービス事業所との連携が確保されていること。
- (7) 訪問診療、往診又は訪問看護が可能な医療機関等との連携が確保されていること。
- (8) 住宅の供給予定地の市町村長と整備に関し事前協議が整っていること。
- (9) 高齢者住まい法に基づく登録が10年以上継続するものであること。
- (10) 特定寝室に会話が可能な緊急通報装置を設置すること。
- (11) 住宅部分に介護を必要とする者が入浴するのに適した浴室(入居者専用の共同利用設備)を設置すること。

2 前項(6)に規定する介護サービス事業所及び前項(7)に規定する医療機関等は次の(1)から(3)に該当しないこと。

- (1) 介護サービス事業所においては、介護保険法に基づく指定取消し及び指定の全部又は一部の効力停止等の行政処分を受けているもの。
- (2) 医療機関等においては、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく業務の全部又は一部の停止の命令、事業所の全部又は一部の使用制限、禁止の命令、開設許可の取消し及び閉鎖命令等の行政処分を受けているもの、又は医師が1名の診療所においては、医師法(昭和23年法律第201号)に基づく免許の取消し等の行政処分を受けているもの。
- (3) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護を行う事業所においては、健康保険法に基づく指定取消し等の行政処分を受けているもの。

(補助の対象経費、補助額等)

第4条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。なお、前年度以前からこの要綱に基づく補助を受けている事業(継続事業)については、初年度の交付要綱に定める算定方法を適用するものとする。

			新 築	改 良
補助対象事業費			国補助事業の補助対象経費の内、サービス付き高齢者向け住宅の建設に係る経費	国補助事業の補助対象経費の内、サービス付き高齢者向け住宅の改良に係る経費
補助率			補助対象事業費の 20 分の 1 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 10 分の 1) 以内の額	補助対象事業費の 6 分の 1 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 3 分の 1) 以内の額
補助 上 限 額	夫婦型サービス付き高齢者向け住宅※2		住戸数に 67 万 5 千円 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 135 万円) を乗じた額	住戸数に 67 万 5 千円 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 135 万円) を乗じた額
	既存ストック活用型サービス付き高齢者向け住宅		-	住戸数に 97 万 5 千円を (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 195 万円) 乗じた額
	上記 以外	25 m ² 以上	住戸数に 60 万円 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 120 万円) を乗じた額	住戸数に 60 万円 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 120 万円) を乗じた額
		25 m ² 未満	住戸数に 35 万円 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 70 万円) を乗じた額	住戸数に 35 万円 (※1 特定の介護事業所を併設する場合は 70 万円) を乗じた額

※1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）も可）を併設する場合

※2 住棟の全住戸数の 2 割までの夫婦型サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

- 2 他の補助金等（国補助事業による補助金を除く。）において補助対象とする経費を除く。
- 3 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助金申請に関する事前協議）

第5条 事業者は、補助金の交付申請前までに住宅の供給予定地の市町村長と事前協議を行うものとする。

2 前項の規定による事前協議は、サービス付き高齢者向け住宅の整備に係る事前協議申出書（別記第1号様式）により行うものとする。

3 市町村長は、第1項の規定による協議があった場合には、その内容を審査し、当該市町村の住宅政策又は介護保険事業計画等の観点から整合性について調整するとともに、当該整備に関する意見について、サービス付き高齢者向け住宅整備の事前協議に係る意見書（別記第2号様式）に記載して回答するものとする。

4 事業者は、市町村長の意見を尊重するものとする。

（全体設計の承認）

第6条 事業者は、当該補助事業に係る建設工事が2か年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請時に、当該建設工事に係る事業費の総額、補助事業の完了の予定期日等について、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業全体設計承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 知事は、前項の全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、事業者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付申請書（別記第4号様式）に第5条第3項に定める市町村長の意見書等を添えて知事に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件

を補助金の交付の申請をした者に速やかに通知するものとする。

- 2 知事は、交付の決定を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付して交付の決定を行うものとする。

(交付決定前着手届)

第9条 事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業交付決定前着手届出書（別記第5号様式）により知事に届け出るものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) その他知事が必要と認める事項。
- 2 事業者は、前項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 3 事業者は、この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により、変更交付申請を行う場合には、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業変更交付申請書（別記第7号様式）に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に関する報告)

- 第11条 事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させるものとする。

(状況報告)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業遂行状況報告書（別記第9号様式）により状況報告を求め、又は進行状況を調査することができる。

(実績報告)

第 13 条 事業者は、規則第 12 条の規定により補助対象事業の実績報告をする場合は、事業完了の日から起算して 20 日以内又は補助金の交付決定の属する会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業実績報告書（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金額の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、事業者には通知するものとする。

2 知事は、額の確定を行うに当たっては、第 11 条第 1 項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

(交付の請求)

第 15 条 事業者は、規則第 15 条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付請求書（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 16 条 次のいずれかに該当するときは、知事は、事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業者が補助金交付の条件に違反した場合
- (2) 事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

(補助金の経理)

第 17 条 この要綱により補助金の交付を受けた事業者は、当該収入及び支出についての証拠書類を 10 年間整備保管しておかなければならない。

(定期報告等)

第 18 条 この要綱により補助金の交付を受けたサービス付き高齢者向け住宅の所有者、又は登録事業者は、同住宅の安定的かつ継続的事業経営に努めるとともに、事業完了後 10 年間、毎年 7 月 1 日現在における同住宅の状況について、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業に関する報告書（別記第 12 号様式）により、同月末日までに知事に報告しなければならない。

また、前記の報告書は、千葉県サービス付き高齢者向け住宅登録制度事務処理要領第 15 条に定める登録状況報告と併せて提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第 19 条 事業者は、本補助事業により取得したサービス付き高齢者向け住宅を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(暴力団密接関係者)

第 20 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 4 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(雑則)

第 21 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

ただし、施行日より以前に第 8 条による交付決定を受けた者については、なお従前のおりとする。

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。